

# 高齢者や障害者を災害から守る取組を始めます ～災害時要援護者支援制度～

近年、地震・台風等による大規模な自然災害が全国各地で発生しております。当町には幸いにこれまで大きな被害はありませんが、これらの各地の災害を教訓とし、地震や風水害等の災害が発生した際に、自力で避難することが困難な方、又は家族等の援助が困難で何らかの助けが必要な方（災害時要援護者）をご近所のお力をお借りして、支援を受けられる制度です。

## 登録方法

- ① 制度を使用したい人（要援護者）は、事前に登録をします。
- ② 町が示した一定の基準内で、在宅にて災害時等における支援を希望される方で、支援を受けるために本人又は介護者、保護者等が支援に必要な個人情報を地域における支援者に提供することに同意された方
- ③ 登録する際に、支援のために必要な個人情報を地域における支援者（区長、自主防災会等）に提供することに同意された方
- ④ その他一定の基準に適合しないが、それに準じると町長が認めた方

町は、台帳を作成しその原本を保管し、それをもとに要援護者の住所、氏名、電話番号等を転記した登録者一覧表を作成します。登録者一覧表は、災害時要援護者が住んでいる自主防災会長さんにお渡しし、災害発生時の支援体制を整えていただくために活用していただきます。

なお、登録一覧表には個人情報が掲載されますので、登録時には、上記の方々に情報提供してもよいというご本人の同意が必要になります。

## 台帳に記載される内容

「氏名」「住所」「方書」「生年月日」「性別」「電話番号」「要援護者区分」「緊急時の家族等連絡先」「具体的な身体等の状況」「特記事項」など（下線は必須事項です。それ以外の項目は、書きたくなければ空欄で結構です。）

## 災害時要援護者対象者

- ・ 一人暮らし高齢者（75歳以上）
- ・ 寝たきり高齢者（65歳以上）
- ・ 高齢者のみの世帯（75歳以上）
- ・ 身体障害（児）者（身体障害者手帳受給者）
- ・ 知的障害（児）者（療育手帳受給者）
- ・ 精神障害者
- ・ 要介護認定者（要介護3級以上）
- ・ 特定疾患医療給付受給者
- ・ 人工透析患者
- ・ その他（上記に準じる状態にある難病患者）

## 申請方法

「災害時要援護者登録名簿申請書」に必要事項を記入して、幸田町役場総務防災課、福祉課、社会福祉協議会に提出してください。申請書は、総務防災課、福祉課、社会福祉協議会窓口にあります。申請後に担当職員が災害時要援護者カード作成のためお伺い致します。

〔登録用紙はダウンロードできます。〕

「災害時要援護者登録名簿申請書」

様式第1号

災害時要援護者登録名簿

新規  
変更  
取消

申請書

幸田町長 殿

申請者	フリガナ		申請年月日
	氏名	Ⓜ	平成 年 月 日
	住所		登録者との関係

【同意書】

私は、災害時に援護が必要となるため、幸田町災害時要援護者登録名簿への登録を申請します。

つきましては、下記の記載事項が関係支援団体(自主防災組織、自治会)へ情報提供されることに同意いたします。また、登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに届け出をいたします。

地区名		担当民生委員	
組名		家族構成(本人含む)	人
登録者	フリガナ		性別 男・女
	氏名	Ⓜ	電話番号
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生( 歳)	—
	住所	幸田町大字 字	
	区分	ひとり暮らし高齢者・寝たきり・高齢者のみの世帯・障害者・認知症その他( )	
緊急時の連絡先	フリガナ		続柄
	氏名		
	住所		TEL
	フリガナ		続柄
	氏名		
	住所		TEL
特記事項			
(必要な保健・医療・福祉サービス)			

この災害時要援護者名簿による情報は、災害発生時に地域等の支援により生命等の安全を図る目的で使用するものであり、それ以外にこの情報を提供したりすることはありません。

【お問合せ先】幸田町総務部

総務防災課 安全対策グループ担当 電話：63-5133  
福祉課 福祉グループ 電話：63-5112  
幸田町社会福祉協議会 電話：62-7171